第九条第一項第十二号中「合計額が」を「資本の払戻し等により交付した金銭の額及び金銭以外の資産の価額（適格現物分配に係る資産にあつては、その交付の直前の帳簿価額）の合計額が当該資本の払戻し等に係る」に改め、同項第十三号中「交付した金銭の額が」を「出資等減少分配により交付した金銭の額が当該出資等減少分配に係る」に改める。

第二十三条第一項第四号を次のように改める。

四　法第二十四条第一項第四号に掲げる資本の払戻し又は解散による残余財産の分配（次号に掲げるものを除く。イにおいて「払戻し等」という。）次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　ロに掲げる場合以外の場合　当該払戻し等を行つた法人（イにおいて「払戻等法人」という。）の当該払戻し等の直前の払戻等対応資本金額等（当該直前の資本金等の額又は連結個別資本金等の額（イにおいて「直前資本金額等」という。）に⑴に掲げる金額のうちに⑵に掲げる金額の占める割合（直前資本金額等が零以下である場合には零と、直前資本金額等が零を超え、かつ、⑴に掲げる金額が零以下である場合又は直前資本金額等が零を超え、かつ、残余財産の全部の分配を行う場合には一とし、当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り上げる。）を乗じて計算した金額（当該払戻し等が法第二十四条第一項第四号に規定する資本の払戻しである場合において、当該計算した金額が当該払戻し等により減少した資本剰余金の額を超えるときは、その超える部分の金額を控除した金額）をいう。）を当該払戻等法人の当該払戻し等に係る株式の総数で除し、これに同項に規定する内国法人が当該直前に有していた当該払戻等法人の当該払戻し等に係る株式の数を乗じて計算した金額

⑴　当該払戻し等を第二号イの分割型分割とみなした場合における同号イに掲げる金額

⑵　当該資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額又は当該解散による残余財産の分配により交付した金銭の額及び金銭以外の資産の価額（適格現物分配に係る資産にあつては、その交付の直前の帳簿価額）の合計額（当該減少した資本剰余金の額又は当該合計額が⑴に掲げる金額を超える場合には、⑴に掲げる金額）

ロ　当該資本の払戻しを行つた法人（ロにおいて「払戻法人」という。）が二以上の種類の株式を発行していた法人である場合　法第二十四条第一項に規定する内国法人が当該資本の払戻しの直前に有していた当該払戻法人の当該資本の払戻しに係る株式の種類ごとに、当該払戻法人の当該直前のその種類の株式に係る払戻対応種類資本金額（当該直前の当該種類の株式に係る第八条第二項（資本金等の額）に規定する種類資本金額（ロにおいて「直前種類資本金額」という。）に種類払戻割合（⑴に掲げる金額のうちに⑵に掲げる金額の占める割合をいい、直前種類資本金額又は当該直前の資本金等の額若しくは連結個別資本金等の額（ロにおいて「直前資本金額等」という。）が零以下である場合には零と、直前種類資本金額及び直前資本金額等が零を超え、かつ、⑴に掲げる金額が零以下である場合には一とし、当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り上げる。）を乗じて計算した金額（当該金額が⑵ⅰ又はⅱに掲げる場合の区分に応じそれぞれ⑵ⅰ又はⅱに定める金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）をいう。）を当該払戻法人の当該資本の払戻しに係る当該種類の株式の総数で除し、これに当該内国法人が当該払戻法人の当該種類の株式の数を乗じて計算した金額の合計額

⑴　イ⑴に掲げる金額に直前資本金額等のうちに直前種類資本金額の占める割合を乗じて計算した金額

⑵　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額（当該金額が⑴に掲げる金額を超える場合には、⑴に掲げる金額）

ⅰ　当該資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額のうち当該種類の株式に係る部分の金額が明らかな場合　当該金額

ⅱ　ⅰに掲げる場合以外の場合　当該資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額に当該資本の払戻しの直前の当該資本の払戻しに係る各種類の株式に係る第八条第二項に規定する種類資本金額（当該種類資本金額が零以下である場合には、零）の合計額のうちに直前種類資本金額の占める割合（当該合計額が零である場合には、一）を乗じて計算した金額

第二十三条第一項第五号中「をいう。」を「をいい、当該計算した金額が当該出資等減少分配による出資総額等の減少額として財務省令で定める金額（ロにおいて「出資総額等減少額」という。）を超える場合にはその超える部分の金額を控除した金額とする。」に改め、同号ロ中「当該出資等減少分配による出資総額等の減少額として財務省令で定める金額（当該金額」を「出資総額等減少額（当該出資総額等減少額」に改め、同項第六号ロ中「種類資本金額（」、「（資本金等の額）」及び「をいう。」を削る。

第二十四条の二第四項第五号中「第百三十三条（」を「第百三十三条第一項（」に改める。

第五十四条第三項中「法第四十四条の」を「次の各号に掲げる」に、「第八十二条（特別勘定を設けた場合の国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮限度額）に規定する」を「当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一　法第四十二条（第七十九条の二（国庫補助金等の交付前に取得した固定資産等の圧縮限度額）に規定する割合

二　法第四十四条（第八十二条（特別勘定を設けた場合の国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮限度額）に規定する割合

三　法第四十五条（第八十二条の三（工事負担金の交付前に取得した固定資産の圧縮限度額）に規定する割合

四　法第四十六条（第八十三条の四（賦課金の納付前に取得した固定資産等の圧縮限度額）に規定する割合

五　法第四十七条（第八十五条第一項第三号（保険金等で取得した代替資産等の圧縮限度額）に掲げる金額のうちに同条第二項に規定する保険差益金の額に同条第一項に規定する圧縮基礎割合を乗じて計算した金額の占める割合

第七十九条第七号を同条第八号とし、同条第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）第二十九条第一号（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務）に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の助成金

第七十九条の次に次の一条を加える。

（国庫補助金等の交付前に取得した固定資産等の圧縮限度額）

第七十九条の二　法第四十二条第一項（国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、その交付を受けた同項に規定する国庫補助金等の全部又は一部の返還を要しないことが確定した日における同項に規定する固定資産の帳簿価額（改良の場合にあつては、その改良に係る部分の帳簿価額）に第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

一　当該固定資産の取得又は改良をするために要した金額

二　その返還を要しないこととなつた当該国庫補助金等の額

第八十条の二第一項中「算入された金額」の下に「（当該固定資産が減価償却資産である場合において、当該資産につき既にその償却費として各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額があるときは、当該金額の累積額に第七十九条の二（国庫補助金等の交付前に取得した固定資産等の圧縮限度額）に規定する割合を乗じて計算した金額を加算した金額）」を加える。